

当機構の概要等のご案内

平成23年9月

独立行政法人福祉医療機構



このたびの東日本大震災により被災された皆さまに
謹んでお見舞い申し上げます

独立行政法人福祉医療機構では、
被災された皆さまに対する支援に関しまして、
今後とも全力で取り組んで参ります

1. 当機構の経営理念について	3
2. 当機構の概要について	5
3. 当機構の業務内容について	9
4. 中期目標・中期計画の概要について	21
5. 独立行政法人評価委員会評価について	30
6. 独立行政法人の組織・業務の見直しについて	32
7. 平成22年度決算の概要について	36
8. 平成23年度予算の概要について	54
9. 財投機関債発行について	59

1. 当機構の経営理念について

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」）は、社会福祉・医療事業団の事業を承継し、平成15年10月1日に福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人です。

福祉医療機構は、福祉施設や医療施設に対するご融資や経営支援、WAMNET、退職手当共済、心身障害者扶養保険、年金担保貸付、NPOへの助成など多種多様な商品・サービスを提供し、社会保障を支える福祉医療の基盤づくりに貢献しています。

私どもは「民間活動応援宣言」を掲げ、お客さま目線を大切にし、福祉と医療の一体的な商品・サービスの提供を通じて地域の福祉と医療の連携、地域力の向上に貢献していきたいと考えています。また福祉と医療の専門店として専門性を磨き、民間活動を応援していきます。

今後とも福祉医療機構が国民の皆様にとって身近で信頼され続ける組織となるよう、お客さま目線に立って自己改革に取り組みますと共に、心豊かに安心して暮らすことができる地域社会の実現にむけてお役に立てるよう役職員一丸となり努めていく所存であります。

独立行政法人福祉医療機構
理事長 長野 洋

福祉医療機構 民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。

- 1．民間では対応が困難な政策金融やNPOへの助成などにより、福祉と医療の向上を目指します。
- 2．専門性を磨き、民間活動への支援の質を高め、福祉と医療の向上を目指します。
- 3．機構の持つ総合力を発揮し、福祉と医療の連携を支援します。
- 4．公共性、透明性及び自主性を発揮し、コンプライアンスを徹底することにより、健全性を確保します。
- 5．コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を行います。
- 6．強く明るい職員を目指し、自ら働きがいのある組織として、お客さま満足を追求します。

2. 当機構の概要について

福祉医療機構の概要

1 設立

平成15年10月1日
独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立

2 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣
社会・援護局福祉基盤課
医政局総務課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
年金局総務課
労働基準局労災補償部労災保険業務課

3 資本金

2兆581億円（全額政府出資金）
（平成23年4月1日現在）

上記の資本金のうち、2兆470億円については、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金資金住宅融資等の貸付金債権を全額政府出資金として受け入れたものである。

4 役職員数

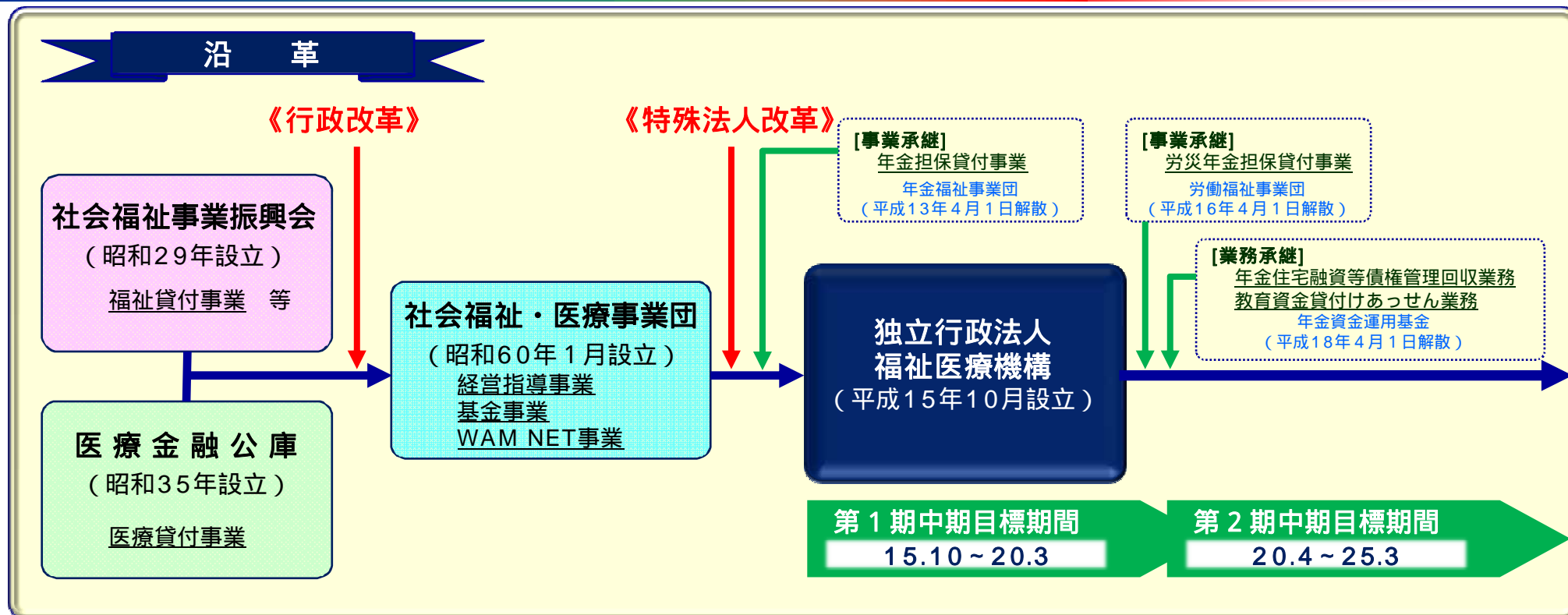
258人
理事長、理事3人、監事2人（うち非常勤1人）
職員252人
（平成23年4月1日現在）
平成22年度から理事1人減

民間活動応援宣言

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。



当機構の沿革及び設立目的



設立目的

当機構の目的は、機構法第3条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、当機構は上記のほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的としております。

このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくり等、国の施策と連携し多岐にわたる事業を展開しております。

政府による政策と事業内容



厚生労働省

福祉・介護サービスの基盤整備

子育て・保育サービスの基盤整備

良質かつ効率的な医療サービスの提供

【政策目的】

障害者等の自立支援

施設の耐火・耐震化等の安全性の向上

年金受給者の生活支援



独立行政法人福祉医療機構

一般勘定

福祉医療貸付事業
社会福祉施設、医療施設等に対して建築資金や運営のための資金を融資

福祉医療経営指導事業
融資を通じて蓄積したデータを活用し、福祉医療施設の安定経営を支援

福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）
福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供

社会福祉振興助成事業
助成事業を通じて、地域を支える福祉活動を支援

財投機関債発行勘定

共済勘定

退職手当共済事業

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を実施

保険勘定

心身障害者扶養保険事業

地方公共団体（都道府県・指定都市）が実施している心身障害者扶養共済制度により、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険

年金担保貸付勘定

年金担保貸付事業

厚生年金保険又は国民年金の支払を受けている方に、医療・介護、住居、冠婚葬祭などに必要な資金を融資

財投機関債発行勘定

労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付事業

労働者災害補償保険制度に基づく年金の支払を受けている方に、医療・介護、住居、冠婚葬祭などに必要な資金を融資

承継債権管理回収勘定

承継年金住宅融資等債権管理回収業務

年金資金運用基金が行っていた、年金住宅等融資にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん業務

年金資金運用基金が行っていた、年金被保険者に対して、日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）等が行う子弟の教育費のための融資をあっせんする業務を実施

（20年4月から休止）

（注）長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成22年11月27日に一般勘定へ統合

3 . 当機構の業務内容について

平成22年度業務実績の概要



福祉医療機構においては、福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援しています

地域

病院 **介護老人保健施設**
医療法人

特別養護老人ホーム **保育所**
社会福祉法人

子育て **障害者** **高齢者**
NPO・個人

救急・小児・急性期等の地域医療提供体制の整備

防火・耐震化等の整備

介護基盤
子育て支援等の整備

質の高い職員の確保

NPO等民間団体の
ノウハウ・資金不足

高齢者・障害者の
生活の安定

福祉医療の施設整備を支援(長期・固定・低利)

福祉貸付事業【S】

介護基盤の整備555件1,891億円
保育所等の整備542件332億円
耐震化整備事業66件78億円
協調融資による民間資金の活用

- ・審査金額大幅増(対前年度比231%)
- ・特別養護老人ホームの待機者や待機児童の解消に貢献

医療貸付事業【S】

耐震化整備事業94件1,374億円
介護基盤の整備22件119億円
緊急的な経営資金101件123億円
出産育児一時金の制度見直しに伴う経営安定化資金48件11億円

- ・審査金額大幅増(対前年度比170%)
- ・病院の耐震化促進、資金不足が生じた医療機関を支援

債権管理【B】

福祉医療貸付事業のリスク管理
債権比率2.67%(前年度2.49%)

- ・貸出条件緩和等の措置により、地域の施設の維持・存続を支援

安定的な経営を支援

福祉医療経営指導事業【A】

経営セミナー3,518人受講
個別経営診断1,293件実施

- ・セミナー満足度76.1ポイント
- ・個別経営診断の満足度97%

退職手当共済事業【S】

平成22年度支給状況
約6万2千人に約793億円を支給
退職給付の平均処理期間39.0日
電子届出システム利用率81%

- ・平均処理期間の目標75日を大幅に短縮、システム改善を図るなど、利用者サービスを向上

福祉保健医療情報サービス事業【A】 (WAMNET事業)

ヒット件数2億4,334万件 利用機関登録数8.3万件

- ・WAMNET満足度90.2%

NPO等の活動支援、障害者・高齢者の生活支援

社会福祉振興助成事業【A】

2,421件、93億円の応募
1,063件、31億円を採択

- ・新たな制度へ円滑に移行
- ・助成事業の利用者満足度95.3%

心身障害者扶養保険事業【B】

財務状況を検証し加入者等に公表
運用利回り0.35%(ベンチマーク収益率0.18%)

- ・資産ごとのベンチマーク収益率を確保

年金担保貸付事業等【A】

無理のない返済に配慮し審査
返済条件の変更3,556件

- ・必要な資金を無理のない返済となるよう融資
- ・利用者の生活の安定支援

承継年金住宅融資等債権管理回収業務等【A】

適切な管理、着実な回収を実施
返済条件の変更1,686件

- ・回収元金3,809億円はH23年7月国庫納付

適切な業務運営のための組織・予算

効率的かつ効果的な業務運営体制の整備【S】

組織のスリム化等実施
・H22:役員 1、課長 2
・H23:部長 2、次長 1、課長 2

業務管理(リスク管理)の充実【S】

ガバナンス態勢の構築
・QMSによる継続的業務改善
・コンプライアンス委員会の設置など内部統制を更に強化

業務・システムの効率化と情報化の推進【A】

CIOを中心に業務・システム最適化計画を実施
・電子システム利用率が向上
・機構業務の効率化を実現

経費の節減【A】

随意契約件数大幅減(H20:22件 H22:7件)
一般管理費等の節減(19予算比 21.9%)
・一般管理費等大幅に節減

財務内容の改善に関する事項【A】

長寿・子育て・障害者基金及び戸塚宿舎を国庫納付
・事務・事業の見直しの基本方針を着実に実施

人事に関する事項【A】

人事評価制度の適切な運用
各種研修の実施
・人事評価制度の運用により職員の士気向上

一般勘定（福祉貸付事業）

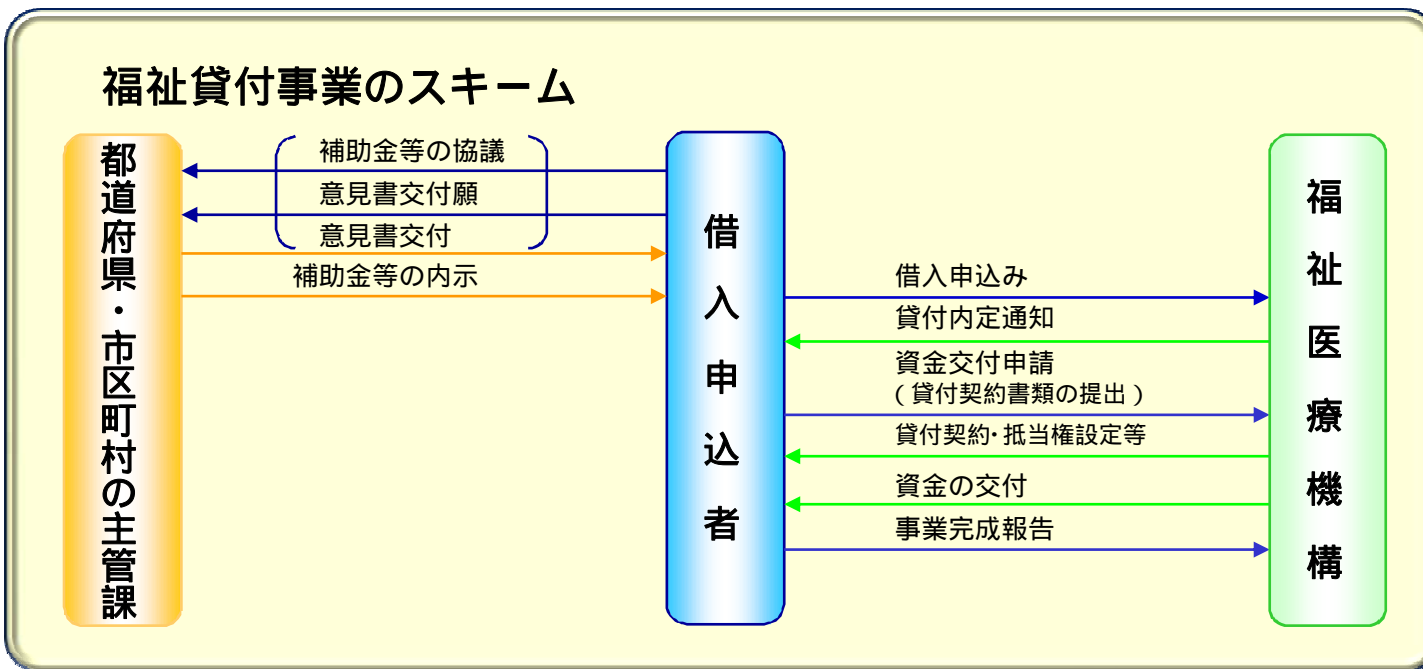
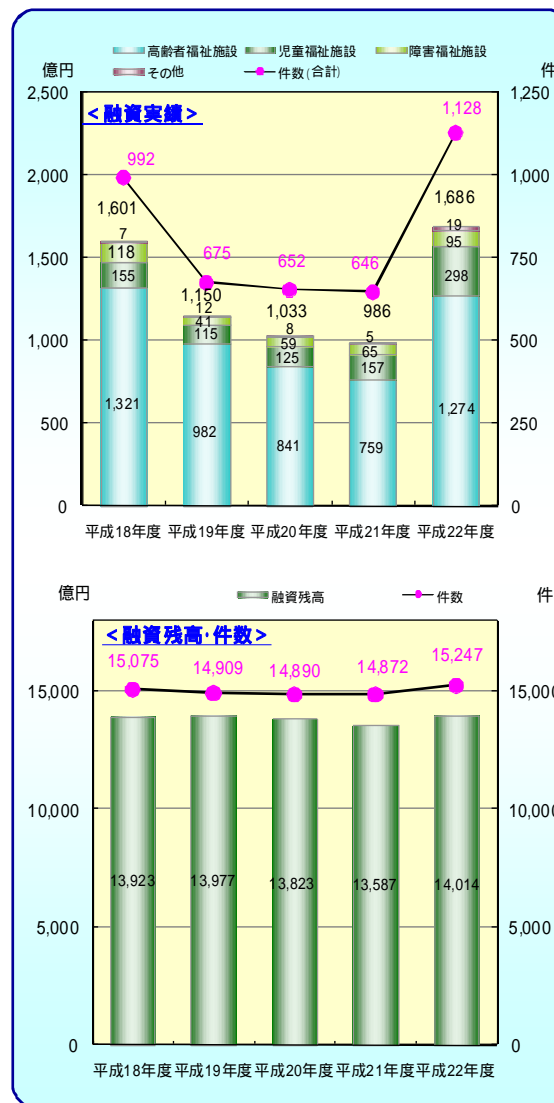
民間社会福祉事業施設などの整備、充実を図ります

社会福祉法人による特別養護老人ホームなどの社会福祉事業施設の整備及び民間事業者によるシルバーサービス事業に対して、建築資金等を融資しています。

社会福祉事業施設は、国や地方公共団体による整備費の補助が行われますが、設置者である社会福祉法人には一定の自己負担が必要になります。

当機構は、この社会福祉法人が負担しなければならない費用に対して融資を行っています。

こうした融資を通じて、国の社会福祉施設整備等の推進に大きな役割を担っています。



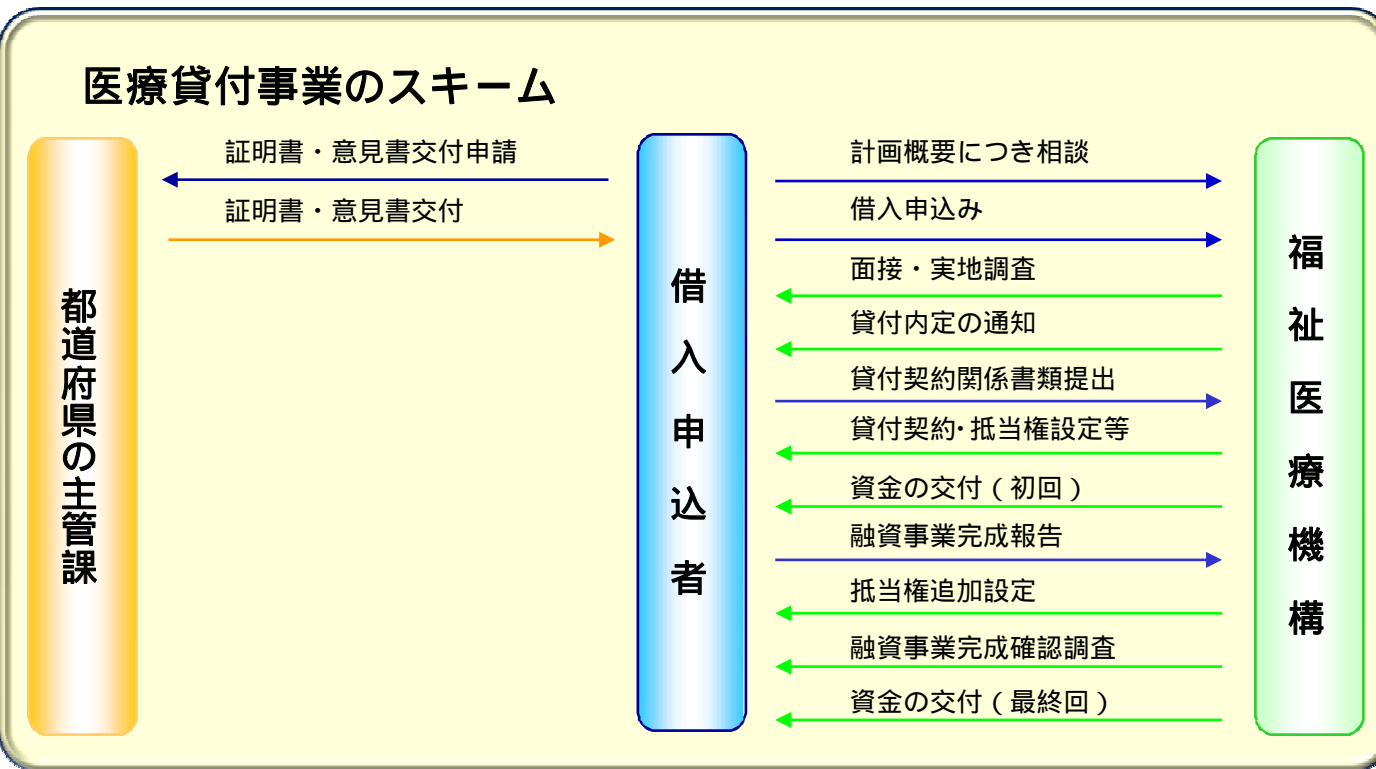
■ 一般勘定（医療貸付事業）

良質な医療・介護サービスの提供を支援します

病院、診療所などの医療関係施設、介護老人保健施設の設置・整備に必要な建築資金・機械購入資金、経営安定化に必要な運転資金を融資しています。

医療の高度化、疾病構造の変化、少子高齢化の進行等を背景に、医療・介護の分野は、サービス提供体制の改革が図られています。

医療貸付事業では、こうした施策を推進するため国・都道府県等と連携を図りながら、医療・介護の基盤整備に即応した融資を行っています。



一般勘定（福祉医療経営指導事業）

施設の健全経営を支援するため経営診断・指導を行います

社会福祉事業施設及び医療施設の経営の安定及び向上に資するため、集団経営指導（セミナー）及び特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所、病院、介護老人保健施設に係る個別経営診断・指導を行っています。

集団経営指導（セミナー）

経営者等を対象に行政担当者、学識経験者等を講師としてセミナー方式で経営指導

セミナーのポイント

- 施設形態にあわせたセミナーを実施
- 制度や実践に精通した専門家が講演
- 機構が保有する経営データを解説
- 機構融資に関する質問・相談の受け付け

セミナー開催風景



個別経営診断・指導

融資業務を通じて蓄積した豊富なデータに基づき、各種の経営診断を実施

実地調査を伴う経営診断	実際に施設へ行き問題点及び改善策を提示
経営分析診断	3か年の決算書等を基に、同種・同規模の施設と比較し診断
簡易経営診断	1か年の決算書等を基に速やかに診断

簡易経営診断サンプル



■ 一般勘定（福祉保健医療情報サービス事業）WAM

福祉保健医療に関する情報を総合的に提供します

WAM NET（ワムネット：Welfare And Medical Service NETwork System）は、福祉医療サービスの利用者並びに提供者等の関係者に対して、介護保険・障害福祉サービス事業者情報や病院・診療所情報をはじめとする福祉保健医療に関する情報をインターネットを通じて総合的に提供しています。

ワムネットには多様化する情報ニーズに対応した2つのサイトを設置

WAM NET

ワムネットオープン

全国の介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、病院・診療所情報等を提供

全国の福祉保健医療に関するイベントやセミナーの開催情報を掲載



ワムネットコミュニティー
（会員サイト）

会員登録した介護保険事業者、病院などがリアルタイムに情報を発信

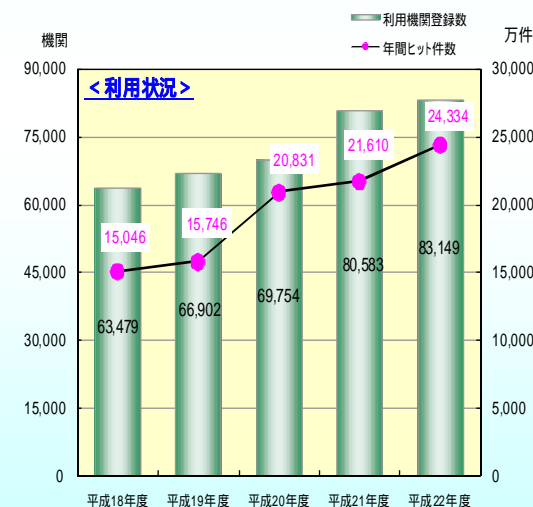
特定の会員でグループを作り、グループ専用掲示板・フォーラムで情報を共有



WAM NET 利用状況
（平成22年度末現在）

利用機関登録数83,149機関

年間ヒット件数2億4,334万件
（年間アクセス件数1,348万件）



一般勘定（社会福祉振興助成事業）

高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行います

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、「新しい公共」の担い手であるNPO等を育成し、その活動を後押しすることにより、支え合いと活気のある地域コミュニティの再生をサポートします。

助成対象事業の種類

福祉活動支援事業
社会参加促進活動支援事業

【福祉活動支援事業】
個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業

【社会参加促進活動支援事業】
高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業

助成額
【福祉活動支援事業】
50～300万円
【社会参加促進活動支援事業】
50万円以上

地域連携活動支援事業

地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業

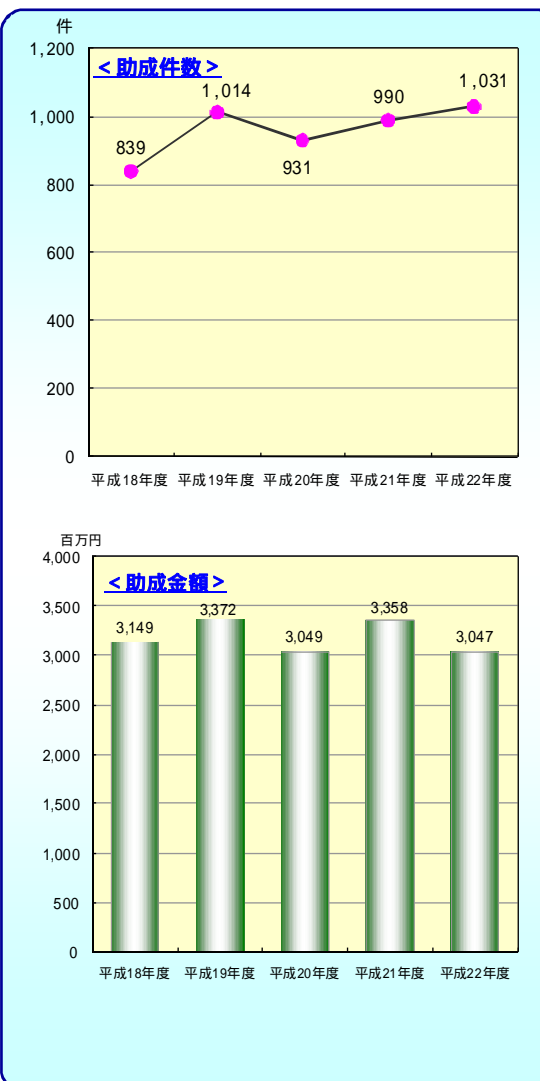
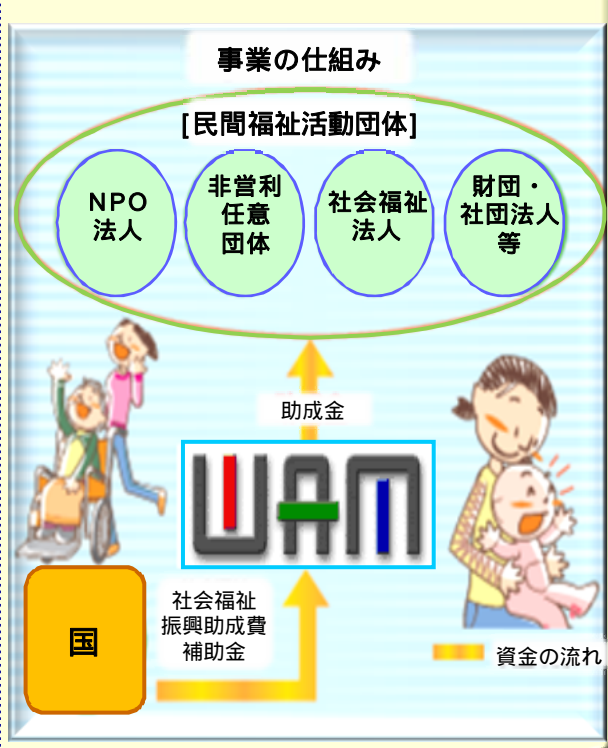
助成額 50～700万円

全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業

助成額 50万円以上

助成事業のスキーム



(注) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成22年11月27日に一般勘定へ統合

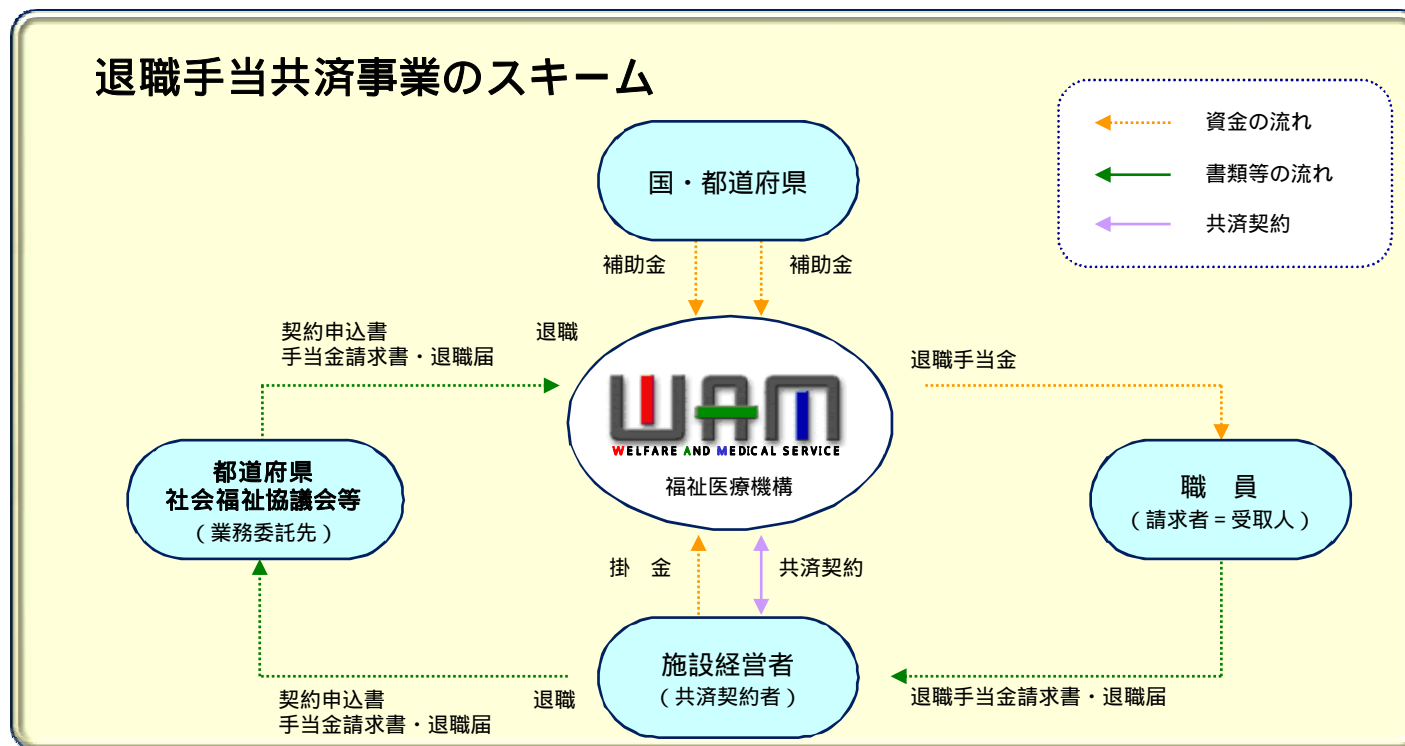
■ 共済勘定（退職手当共済事業）



社会福祉事業等に従事する職員の確保と定着化を図ります

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設等および申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を行う事業です。

退職手当金の額の計算は、概ね国家公務員に準じています。社会福祉施設等職員に係る退職手当金の支給に充てる財源は、「共済契約者（経営者）」が負担する掛金と、「国」・「都道府県」の補助金によってまかなわれます（申出施設等職員については公費補助はありません）。



■ 保険勘定（心身障害者扶養保険事業）



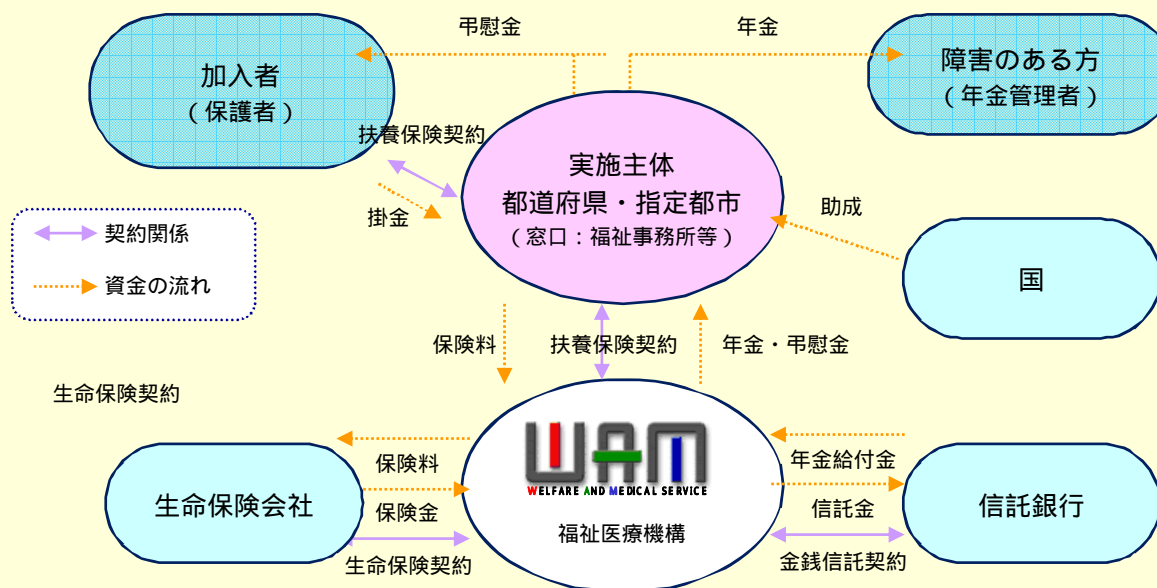
障害のある方に、将来の安心と保障をもたらします

都道府県・指定都市が実施している心身障害者扶養共済制度によって、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を当機構が保険する事業です。心身障害者扶養共済制度とは、障害のある方の保護者が掛金を納付することにより、保護者が万一死亡したときに障害のある方に終身一定の年金を支給するものです。

この制度は、障害のある方の将来に対する保護者の不安を軽減し、障害のある方が安定した生活をおくり、福祉の増進が図られることを目的としたもので、親たちの自らの連帯と相互扶助の精神を基調として生まれたものです。



心身障害者扶養保険事業のスキーム

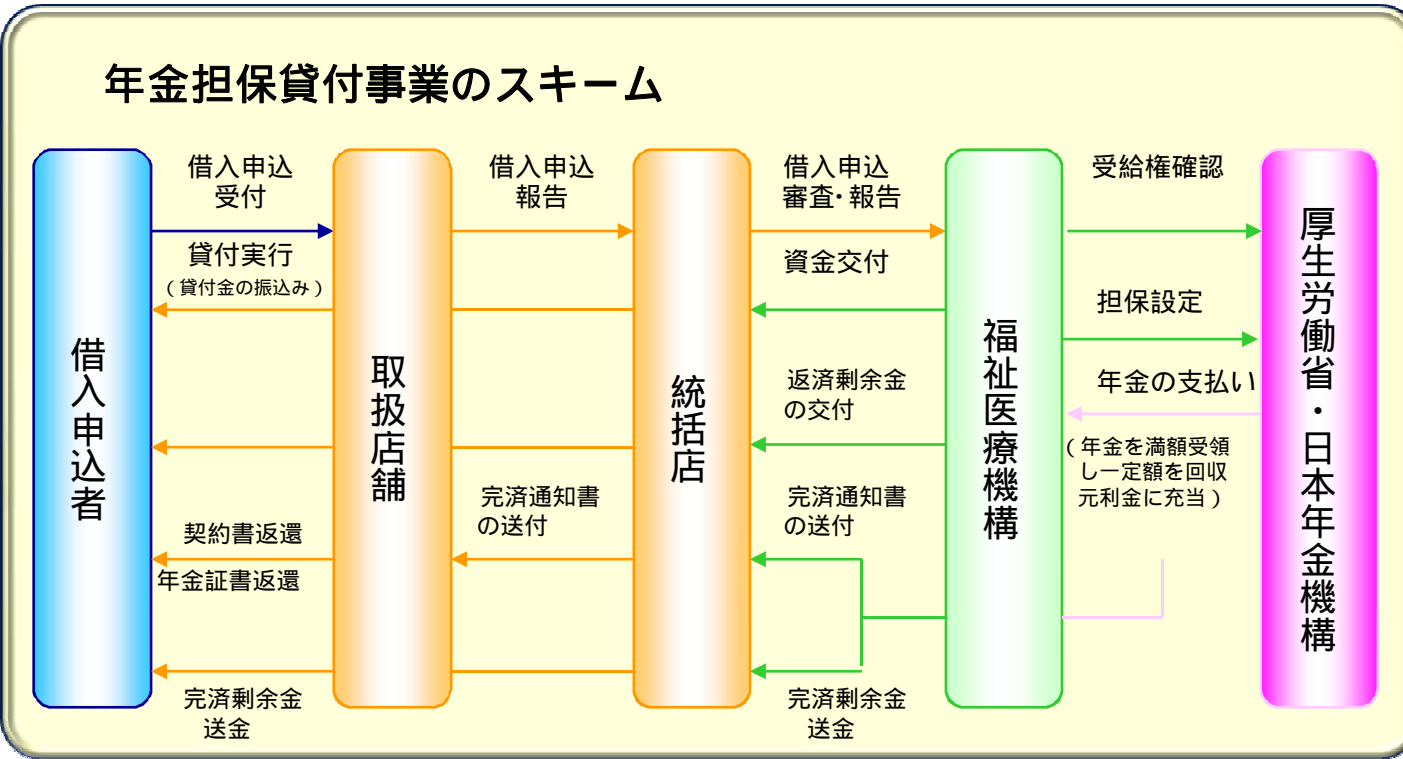


年金受給者の生活を支援します

厚生年金保険、国民年金（老齢福祉年金を除く。）または労働者災害補償保険の年金の支払を受けている方に、医療・介護、住居、冠婚葬祭などに必要な資金を融資しています。

なお、平成22年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づき、貸付限度額の引下げなどにより、年金担保融資を利用される方にとって必要な資金をご融資し、無理のないご返済となるようにするため、平成23年12月から年金担保融資制度の取扱いを変更いたします。

年金担保貸付事業のスキーム



承継債権管理回収勘定（承継年金住宅融資等債権管理回収業務）UAM

年金住宅融資等債権の管理・回収を行います

平成18年4月1日をもって解散した年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を、当機構が承継したものであり、当該業務により回収された回収金は、年金特別会計への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、適正な業務実施に努めてまいります。

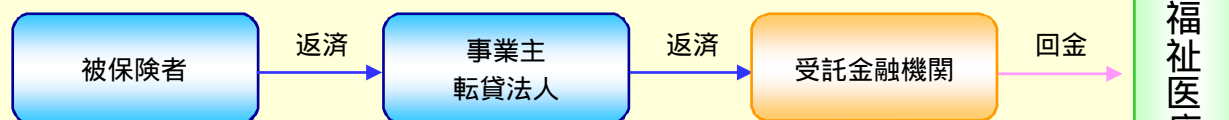
なお、年金資金運用基金の解散に伴い平成17年1月末をもって新規融資の受付を停止しています。

承継年金住宅融資等債権管理回収業務のスキーム

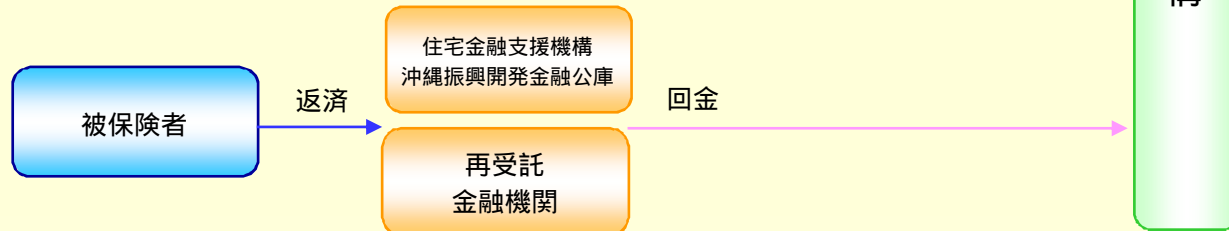
【福祉施設設置整備資金貸付】



【年金住宅資金貸付（転貸融資）】



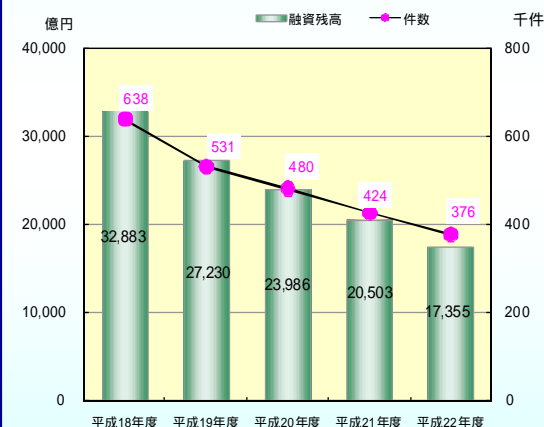
【年金住宅資金貸付（併せ貸し）】



<当機構が承継した債権管理回収業務>

1. 年金住宅資金貸付に係る債権の管理回収業務
2. 福祉施設設置整備資金貸付（社宅・療養施設・厚生施設・分譲住宅等）に係る債権の管理回収業務
3. 年金担保貸付に係る債権の管理回収業務

<年金住宅融資等債権残高・件数>



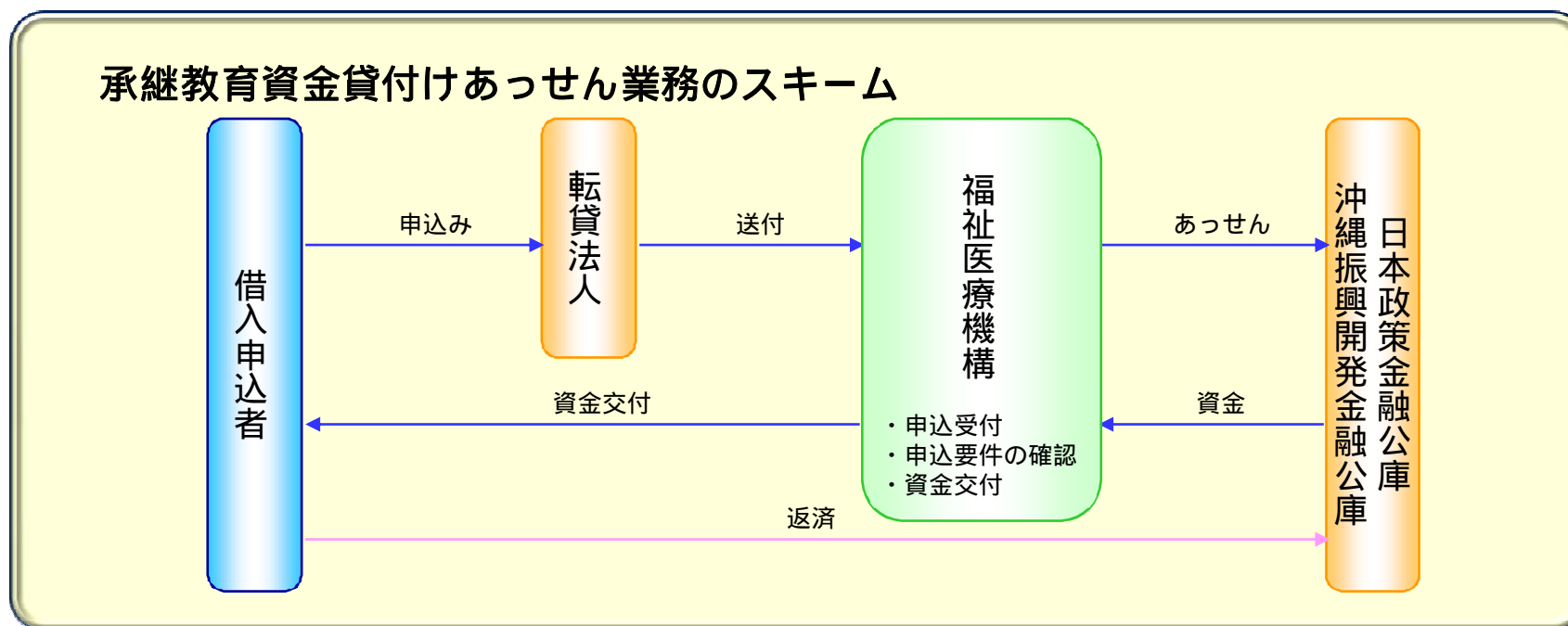
<平成22年度分の年金特別会計への納付金>

元本償還分	3,141億円
利息分等	668億円
合計	3,809億円

日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）・沖縄振興開発金融公庫が行う「国の教育ローン（年金教育貸付：一定の要件を満たす厚生年金保険又は国民年金の被保険者の子弟等の教育に必要な資金の融資）」の申込受付、あっせん、資金交付を行います

平成18年4月1日をもって解散した年金資金運用基金が行っていた教育資金貸付けあっせん業務を、当機構が承継したものです。

なお、承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、平成20年度から業務を休止しています。



4 . 中期目標・中期計画の概要について

本資料に掲載している内容は、当機構が概要版として作成したものです。詳細につきましては、当機構ホームページ（<http://hp.wam.go.jp/koukai/keikaku/tabid/117/Default.aspx>）をご参照ください。

第2期中期目標と中期計画の変更について

中期目標・中期計画の変更

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、講ずべき措置とされた事項を着実に推進するため、平成23年3月に中期目標・中期計画を改正

各事業の内は講ずべき措置とされた事項（具体的内容は次ページ参照）

福祉貸付事業・医療貸付事業

業務の効率化

審査期間の短縮
[福祉75日、医療45日 30日]

借入申込書類の簡素化・融資相談の強化
利用者ニーズ・
緊急時への対応 等



福祉医療経営指導事業

民間と競合する業務を廃止

施設整備の計画等に資する情報提供に重点化
病院・医療経営指導のノウハウ普及の検討



社会福祉振興助成事業

業務の限定

国として行うべき助成対象に限定



福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

事業の一部廃止

基幹的な福祉医療情報に重点化
数値目標の見直し
[アクセス ヒット、自己収入]



年金担保貸付事業等

十分な代替措置を講じたうえで廃止

現行制度における貸付限度額の引下げ等



その他

不要資産の国庫納付
随意契約等見直し計画の実施

現行の中期目標等で既に明示されている事項を除く。

中期目標・中期計画
の変更



見直しの基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進

第2期中期目標・中期計画の主な事項



独立行政法人制度においては、法人の主務大臣が独立行政法人の性格に応じた業務運営の効率化や行政サービスの向上等に関する「中期目標」を設定し、これを受けた法人の長は中期目標を達成するための「中期計画」を作成し、主務大臣の認可を得ることとなっています。第2期中期目標及び中期計画の概要は次のとおりです。

マーク下線部分は平成23年3月に中期目標・中期計画を変更した取組

中 期 目 標 (主 な 事 項)	中 期 計 画 (主 な 事 項)
第1 中期目標の期間5年(平成20年4月1日から平成25年3月31日まで)	
第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項	第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 業務運営体制を継続的に見直すこと。	1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備 業務運営体制を継続的に見直す。 経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。 業務間の連携を強化する。
2 業務管理(リスク管理)の充実 業務管理(リスク管理)の充実を図ること。	2 業務管理(リスク管理)の充実 業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。 金利リスクなどの抑制に努める。 情報セキュリティ対策の充実を図る。
第3 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 業務・システムの効率化と情報化の推進 業務・システムの最適化計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を行うこと。 業務・システムの継続的な改善に努めること。 職員のIT技能の習得を推進すること。	1 業務・システムの効率化と情報化の推進 業務・システムの最適化計画に基づき、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を行うこと。 最適化対象外のシステムについても継続的な改善を推進する。 職員のIT技能の習得を推進する。
2 経費の節減 随意契約については「随意契約等見直し計画」を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を行うこと。 一般管理費、人件費及び業務経費の15.5%程度の額を節減すること。 「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。 人件費については5%以上を削減するとともに、機構の給与水準について検証を行い、検証結果等について公表すること。	2 経費の節減 随意契約については「随意契約等見直し計画」を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を行うこと。 一般管理費、人件費及び業務経費の15.5%程度の額を節減する。 「契約監視委員会」を設置し、契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表すること。 人件費については5%以上を削減するとともに、機構の給与水準について検証を行い、検証結果等について公表する。

マーク下線部分は平成23年3月に中期目標・中期計画を変更した取組

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
<p>第4 業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 <u>政策融資の役割を踏まえ、緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</u> 事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施すること。</p> <p>協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。 審査業務及び資金交付業務について、利用者サービスの向上を図ること。</p>	<p>1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）</p> <p>融資方針に基づき事業を実施する。 <u>政策融資の役割を踏まえ、緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</u> 借入申込書類の簡素化を促進するとともに、事業者の施設の整備計画の早期段階から融資相談等に応じ、必要な提案、助言等を行う。 協調融資制度の対象を拡大するなど制度を充実させるとともに、周知を図る。 <u>審査業務の平均処理期間を30日以内とする。</u> 資金交付を請求後15営業日以内に行う。</p>
<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）</p> <p>政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。 <u>政策融資の役割を踏まえ、緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。</u> 事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施すること。</p> <p>審査業務及び資金交付業務について、利用者サービスの向上を図ること。</p> <p>病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。</p>	<p>2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）</p> <p>ガイドラインに基づき事業を実施する。 <u>政策融資の役割を踏まえ、緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、増大する利用者ニーズへの対応を図る。</u> 借入申込書類の簡素化を促進するとともに、事業者の施設の整備計画の早期段階から融資相談等に応じ、必要な提案、助言等を行う。 <u>審査業務の平均処理期間を30日以内とする。</u> 資金交付を請求後15営業日以内に行う。 病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。</p>
<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <p>(1) 福祉医療貸付事業等の効率化 福祉医療貸付事業の新規融資額を20%程度縮減すること。 新規契約分について利差益を確保するよう努めること。 政策融資としての機能を毎年点検し、事業内容を見直す等事務の効率化を進めること。</p> <p>(2) リスク管理債権の適正な管理 福祉医療経営指導事業等との連携強化等により債権悪化の未然防止に取組むこと。 債権区分別に適切な管理を行うこと。 リスク管理債権比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。</p>	<p>3 福祉医療貸付事業（債権管理）</p> <p>(1) 福祉医療貸付事業等の効率化 福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。 新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。</p> <p>(2) リスク管理債権の適正な管理 福祉医療経営指導事業等との連携強化等により債権悪化の未然防止に取組む。 債権区分別に適切な管理を行う。 リスク管理債権比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。</p>

マーク下線部分は平成23年3月に中期目標・中期計画を変更した取組

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
<p>4 福祉医療経営指導事業</p> <p>集団経営指導については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。</p> <p><u>見直しの基本方針に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。</u></p> <p>診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。</p> <p>実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化した施設に対する経営支援に努めること。</p> <p><u>見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討すること。</u></p> <p>運営費交付金縮減の観点から、自己収入の拡大に努めること。</p>	<p>4 福祉医療経営指導事業</p> <p>平均10週間前に開催を告知し、受講者を延べ12,600人以上とし、満足度指数を65ポイント以上にする。</p> <p><u>見直しの基本方針に基づき、民間と競合する業務は廃止し、施設整備の事業計画の立案及び施設の機能強化に資する情報等の提供に重点化すること。</u></p> <p>個別経営診断の延べ診断件数を1,400件以上とする。</p> <p>経営改善支援事業に重点化し、経営が悪化した施設診断の強化を図り、漸次、当該経営診断件数の増加に努める。</p> <p>経営分析診断の平均処理期間を50日以内とする。</p> <p><u>見直しの基本方針に基づき、病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討すること。</u></p> <p>運営費交付金縮減の観点から、実費相当額を上回る自己収入を確保する。</p>
<p>5 社会福祉振興助成事業</p> <p><u>助成事業の募集に当たっては、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマに基づき、毎年度、助成方針を定め公表すること。その際、重点的に助成する分野を助成方針に明記すること。</u></p> <p>助成事業の選定については、客観性及び透明性の確保を図ること。</p> <p>また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。</p> <p>事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。</p> <p>事後評価については、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。</p> <p>助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。</p> <p>事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。</p>	<p>5 社会福祉振興助成事業</p> <p><u>助成事業の募集に当たっては、国として行うべきものに限定した助成対象事業及び助成対象テーマについて、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、募集要領等に明記し公表する。</u></p> <p>助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において選定方針を策定し、当該選定方針に基づき審査・採択を行う。</p> <p>事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。</p> <p>全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。</p> <p>事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。</p> <p>助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。</p> <p>事後評価については、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行うこと。また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。</p> <p>助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。</p> <p>助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。</p> <p>助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を70%以上とする。</p> <p>事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会等を中期目標期間内に15回以上開催する。</p>

（注）見直しの基本方針とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）のことである。

マーク下線部分は平成23年3月に中期目標・中期計画を変更した取組

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
<p>6 退職手当共済事業</p> <p>給付までの平均処理期間の短縮を図ること。 利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。</p> <p>業務委託先への業務指導を徹底すること。</p>	<p>6 退職手当共済事業</p> <p>給付までの平均処理期間を75日以内とする。 業務委託先が実施する実務研修会等に職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きの指導を行う。 提出書類の電子届出化及び簡素化を推進する。 事務打合せ会等を実施し、業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図る。</p>
<p>7 心身障害者扶養保険事業</p> <p>国・地方公共団体による財政支援措置を踏まえ、安全かつ効率的な運用を行うこと。 厚労大臣が定める運用利回りを確保するため、基本ポートフォリオを定め、管理を行うこと。 事務処理を適切に行うため、地方公共団と連携を図ること。</p>	<p>7 心身障害者扶養保険事業</p> <p>厚労大臣が定める運用利回りを確保するため、基本ポートフォリオを心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経て策定し、管理を行う。 事務担当者会議を開催する。</p>
<p>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）</p> <p>提供する情報の質の向上等に努めること。 <u>見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定すること。</u></p> <p>福祉保健医療施策を支援するためにWAMNET基盤を活用すること。 運営費交付金縮減の観点から、自己収入の拡大に努めるほか、業務委託の見直しを図ること。</p>	<p>8 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）</p> <p><u>見直しの基本方針に基づき、国と重複する行政情報及び民間と競合する情報の提供業務を廃止するとともに、基幹的な福祉医療情報に限定する。</u> <u>利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能を見直し、年間ヒット件数を1億9,000万件以上、利用機関登録数を7.5万件以上、利用者満足度を90%以上とする。</u></p> <p>福祉保健医療施策を支援するためにWAMNET基盤を活用すること。 運営費交付金縮減の観点から、自己収入の拡大に努めるほか、業務委託の見直しを図る。</p>
<p>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p><u>見直しの基本方針に基づく当面の方策として、現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じること。</u></p> <p>運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業の貸付原資の自己調達化を踏まえ、安定的で効率的な業務運営に努めること。 年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めること。 返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。 制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。 事務処理期間について、平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。</p>	<p>9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p><u>見直しの基本方針に基づく当面の方策として、現行制度における貸付限度額の引下げ等の措置を講じること。</u></p> <p>運営費交付金の廃止及び年金担保貸付事業の貸付原資の自己調達化を踏まえ、安定的で効率的な業務運営に努めること。 年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めること。 返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。 制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。 事務処理期間について、平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。</p>

（注）見直しの基本方針とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）のことである。

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
<p data-bbox="141 347 1095 379">10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p data-bbox="141 400 1104 533">[承継年金住宅融資等債権管理回収業務] 貸付先の財務状況等の把握等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。 延滞債権の発生の抑制に努めること。 延滞債権について、早期の債権回収に努めること。</p> <p data-bbox="141 576 909 635">[承継教育資金貸付けあっせん業務] 平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。</p>	<p data-bbox="1144 347 2096 379">10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務</p> <p data-bbox="1144 400 2056 533">[承継年金住宅融資等債権管理回収業務] 貸付先の財務状況等の把握等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努める。 延滞債権の発生の抑制に努める。 延滞債権について、早期の債権回収に努める。</p> <p data-bbox="1144 576 1861 635">[承継教育資金貸付けあっせん業務] 平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止する。</p>

マーク下線部分は平成23年3月に中期目標・中期計画を変更した取組

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
第5 財務内容の改善に関する事項	第4 予算、収支計画及び資金計画
1 運営費交付金以外の収入の確保	1 予算
運営費交付金を充当して行う事業について、自己収入の増加に努めること。	2 収支計画
	3 資金計画
2 自己資金調達による貸付原資の確保	第5 短期借入金の限度額（91,600百万円）
福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。	
3 資産の有効活用	第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。 また、不要と認められるものについては、速やかに国庫納付すること。	見直しの基本方針に基づき、職員宿舍、公庫総合運動場、業務廃止後の年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等を国庫納付する。
	第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	なし
	第8 剰余金の使途
	業務改善にかかる支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源 貸付原資（労災年金担保貸付事業）

（注）見直しの基本方針とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）のことである。

中期目標（主な事項）	中期計画（主な事項）
第6 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項
人事に関する事項	1 職員の人事に関する計画
<p>組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。 人事評価制度の運用や人材の育成により、職員の士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>(1) 方針 組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。 人事評価制度の適正な運用を行い、士気の高い組織運営に努める。 各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に努める。 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。</p> <p>(2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の常勤職員数(299人)の100%以内とする。</p>
	2 施設及び設備に関する計画
	なし
	3 積立金の処分に関する事項
<p>積立金のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てる。</p>	

5 .独立行政法人評価委員会評価について

■ 業務実績評価について（平成22年度）



独立行政法人通則法第12条により、当機構の業務の実績に関する評価を行うために、所管省庁である厚生労働省に独立行政法人評価委員会が設置されており、当機構は、通則法第32条により、各事業年度における業務の実績について評価委員会の評価を受けなければならないとされております。

平成22年度業務実績全般の評価（平成23年8月22日 厚生労働省独立行政法人評価委員会）

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかねばならない。

こうした中で、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を図るため、理事長が主宰するトップマネジメント機能を補佐する経営企画会議を毎月開催し、重要事項に対して迅速かつ的確な経営判断を行っている。また、当該会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢及び考え方等）を役員及び幹部職員に対して指示するとともに、組織内のイントラネットを通じて、全職員に配信するなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

また、業務の実態を踏まえ、継続的に業務運営体制を見直すとともに、平成23年4月の組織改正においては、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、管理部門の統合・再編等により、管理職ポストを大幅に削減するとともに、管理部門から現業部門に人員を充当することにより、利用者サービスの強化及び事務処理の効率化を図ることを決定している。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災の被災者に対し、専用回線（フリーダイヤル）による土日・祝日対応の特別相談窓口を設置するとともに、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、独立行政法人としてあるべき姿を示していると評価する。

また、業務管理の充実を図るため、第1期中期目標期間において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）に基づき、定期的に業務の進捗状況及びプロセスの監視（モニタリング）を行うことにより、効果的かつ効率的な業務運営の実施を図るとともに、その運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査による業務リスク等の抽出・管理を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。

抽出されたリスクあるいはその他のリスクについては、平成21年度中に策定した「リスク対応計画」に基づき適切に対応している。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災においては、同年2月に策定した「事業継続計画」（BCP）に基づき、理事長の指示のもと、速やかに緊急対策業務を実施している。

また、内部統制の整備に関する取組みとして、法令等の遵守に関する規程の制定、コンプライアンス委員会の設置、職員意見箱の設置及び内部通報制度の策定など、理事長を中心としたガバナンス体制の更なる強化を図っていることが認められる。

各事業における業務実績を見ると、福祉貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、医療貸付事業についても、福祉貸付事業と同様に、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金、出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い一時的な資金不足となる産科医療機関等に対する経営安定化資金など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

さらに、退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間を前年度に引き続き維持（中期計画の目標値を大きく短縮）し、利用者サービスの向上を図っている。また、平成19年度から運用を開始した電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めた結果、89%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ることができている。

これらを踏まえると、平成22年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

6 . 独立行政法人の組織・業務の見直しについて

独立行政法人の見直しについて

独立行政法人における改革の経緯

平成18年12月24日	平成19年12月24日	平成21年11月19日	平成21年12月25日	平成22年12月7日
勸告の方向性における指摘事項を踏まえた見直し案	独立行政法人整理合理化計画	行政刷新会議（第3回会合）	独立行政法人の抜本的な見直しについて	独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針
独立行政法人の主要な事務・事業の改廃に関する「勸告の方向性」を取りまとめ	101法人を85法人に削減 役員人事・組織評価の内閣一元化	事業仕分け(前半)の結果報告 年明け以降、独立行政法人の抜本的見直しを実施	98ある全ての独立行政法人について抜本的見直しを実施	すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産の精査を行う
政府・行政推進本部にて了解・決定	閣議決定	決定	閣議決定	閣議決定
参考HP	参考HP	参考HP	参考HP	参考HP
http://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/061127_3_7.pdf	http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/kettei/071224honbun2.pdf	http://www.cao.go.jp/sasshin/kaigi/honkaigi/d3/shidai.html	http://www.cao.go.jp/sasshin/091225_doppou.pdf	http://www.cao.go.jp/sasshin/101207_khoshin.pdf

独立行政法人の抜本的見直しに関する主なスケジュール

日程	概要	当機構に関する主な事項
平成19年12月24日	「独立行政法人整理合理化計画」閣議決定	貸付業務については、福祉医療分野における着実な基盤整備の推進、国民の福祉の増進を図る観点から、福祉医療政策の動向、他の機関による政策融資の運営状況を注視しつつ、移管を含め組織の在り方を検討する
平成21年11月11日～11月27日	行政刷新会議（事業仕分け）第1弾	助成事業（旧長寿・子育て・障害者基金事業）が事業仕分けの対象となる。
平成21年12月25日	「独立行政法人の抜本的な見直しについて」閣議決定	98ある全ての独立行政法人を対象に抜本的見直し
平成22年4月19日	厚生労働省 省内事業仕分け	福祉貸付事業・医療貸付事業・福祉医療経営支援事業、年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業・心身障害者扶養保険事業が事業仕分けの対象となる。
平成22年4月23日～4月28日	行政刷新会議（事業仕分け）第2弾	福祉貸付事業、医療貸付事業、年金担保・労災年金担保貸付事業が事業仕分けの対象となる。
平成22年12月7日	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」閣議決定	独立行政法人の全事務・事業及び全資産の無駄を洗い出した上で、制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進める。

独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成22年度）



独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針

平成22年12月7日 閣議決定

独立行政法人の抜本的見直しの背景

独立行政法人は、公共性の高い一定の事業について、国の事前関与を極力なくし、法人の自律性にゆだねることで業務の効率化を高めることを目指して設計され、平成13年に発足した制度である。政策の「企画」と「執行」を分離し、業務の専門性が高く一般的な行政組織とは別に事業を遂行することが必要な分野、あるいは運営費交付金制度等により機動的かつ柔軟な事業実施が求められる分野等について、国からの一定のガバナンスを保持しつつ国から独立した組織体が政策の執行をつかさどることは、より質の高い行政サービスの提供のために効果的なシステムといえる。

しかしながら、独立行政法人制度の発足に当たっては、政府の機能の一部を切り出し効率的に運営するために設立されたいわゆる「先行独法」と、その後、特殊法人等と行政との関係を再整理するため、特殊法人等から移行したいわゆる「移行独法」とが併存することとなった。

当時は、それぞれの法人が担う業務の特性や実態はあまり着目されず、新法人の設立や組織面に議論が集中しがちであった。この結果、様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人をすべて一律の制度にはめ込むこととなり、また、移行前の行政組織や特殊法人等における種々の業務が、十分な検証や整理がなされることなく新法人に引き継がれることになった面は否定できない。

行政サービスの水準向上を目的に発足した独立行政法人であったが、創設後約10年が経過し、必要のない事業の継続、不要な資産の保有など非効率的な業務運営が温存される傾向にあることが指摘されているのは、以上のような問題を抱えていたことが大きな要因の一つと考えられる。

政府は、昨年来、事業仕分けの手法を用いて行政全般の刷新を強力に進めてきた。行政刷新の本旨は、行政本体のみならず独立行政法人など行政に関連する分野も含めた効率化を徹底し、より高度な行政サービスの提供を実現することにある。その際には、上述したこれまでの独立行政法人が内包してきた問題を踏まえた対応が不可欠であり、まず事務・事業等の無駄を洗い出した上で、制度・組織の見直し、とりわけガバナンスの在り方について検討を進めることが重要である。

すなわち、単に組織をどう移行させるか等の観点ではなく、まず、事務・事業自体の徹底的な見直しを行い、真に必要な事業か、独立行政法人が行うべき事業か等の観点から検証を行うことが前提である。その上で、独立行政法人が実施主体となることがふさわしいと判断された事業について、重複等を排除しつつ、いかなる組織体がそれを担うことが適当かとの観点から独立行政法人組織の再編整理を行うとともに、その事業の目的、特性、財源等を踏まえて、最も適切なガバナンスの仕組みなどの制度設計を検討すべきである。

こうした考え方の下、独立行政法人の抜本改革の第一段階として、その業務の特性等を踏まえながら、すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、今般「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」として講ずべき措置について取りまとめたところである。各法人及び主務府省においては、本基本方針に沿って自ら事務・事業の改革を着実に推進することが必要である。

本基本方針の着実な実施とともに、改革の第二段階として、同方針を踏まえた独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進めることとする。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、「公」の新しい姿を構築するための改革である。かかる観点から、政府が一体となってこの改革に積極的に取り組んでいくこととする。

なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。

独立行政法人の抜本的な見直しについて（福祉医療機構）



【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	福祉貸付事業	業務の効率化	23年度から実施	利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標（資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等）、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。 さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。
02	医療貸付事業			
03	福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	22年度から実施	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成22年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。
			23年度から実施	病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。
04	福祉保健医療情報サービス（WAMNET事業）	事業の一部廃止	23年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報（ケアマネジャーの業務に必要な介護事業情報等業務）に限定することにより、事業規模を縮減する。
05	年金担保貸付事業及び 労災年金担保貸付事業	廃止	22年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に始め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。
06	社会福祉振興助成事業	業務の限定	23年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。
07	退職手当共済事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
08	心身障害者扶養保険事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。
09	【経過業務】承継年金住宅 融資等債権管理回収業務	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。

【資産・運営等の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
10	不要資産の国庫返納	長寿・子育て・障害者基金 事業基金、戸塚宿舍	22年度中に実施	長寿・子育て・障害者基金事業基金（2787億円）及び戸塚宿舍を国庫納付する。
11		公庫総合運動場、宝塚宿舍 ほか	23年度中に実施	公庫総合運動場、宝塚宿舍ほかを国庫納付する。
12		東久留米宿舍、小金井宿舍 ほか	24年度以降実施	東久留米宿舍、小金井宿舍ほかを国庫納付する。
13		政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付助定及び労災年金担保貸付助定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。
14	組織体制の整備	大阪事務所管理部門の廃止	22年度中に実施	大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減する。

7. 平成22年度決算の概要について

本資料に掲載している財務内容は、当機構が本説明会のために概要版として作成したものです。詳細につきましては、当機構ホームページ（<http://hp.wam.go.jp/koukai/zaimu/tabid/600/Default.aspx>）をご参照ください。

平成22年度（末）の財政状態及び経営成績について

▶ 平成22年度末における財政状態について

● 各勘定別の財政状態

- ✓ 当機構における法人全体の資産は、約5兆4,383億円となっています。これを各勘定別に見ますと、一般勘定の約3兆436億円が55.96%を、また、承継債権管理回収勘定の約2兆1,158億円が全体の38.90%を占めております。
- ✓ その資産の主なものは、固定資産である長期貸付金であり、一般勘定においては約2兆7,820億円を、また、承継債権管理回収勘定で約1兆6,213億円を計上しており、資産全体の51.15%、29.81%をそれぞれ占めております。
- ✓ 一方、負債については一般勘定の約3兆369億円が全体の91.40%を占めています。

（単位：百万円）

	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担 保貸付勘定	承継債権 管理回収勘定	法人単位
資産の部	3,043,664	20,627	61,232	191,036	5,949	2,115,820	5,438,330
負債の部	3,036,981	20,627	72,330	190,758	71	1,895	3,322,664
純資産の部	6,683	-	11,098	277	5,878	2,113,925	2,115,666
負債純資産合計	3,043,664	20,627	61,232	191,036	5,949	2,115,820	5,438,330

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

▶ 平成22年度における経営成績について

● 各勘定別の経営成績

- ✓ 当機構における法人全体の経常収益は、約2,522億円となっています。これを各勘定別に見ますと、共済勘定の約871億円が全体の34.55%を、承継債権管理回収勘定の約700億円が全体の27.75%を、一般勘定の約639億円が25.34%を占めています。
- ✓ 一方、経常費用においては、法人全体で約1,751億円、共済勘定における約798億円が全体の45.58%を、一般勘定の約639億円が36.48%を占めています。
- ✓ さらに法人単位全体の当期利益は約650億円となっており、主な要因として承継債権管理回収勘定で約668億円の当期利益を計上しているものの、一般勘定において約24億円、保険勘定において約14億円の当期損失が発生したことによるものです。

（単位：百万円）

	一般勘定	長寿・子育て・ 障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保 貸付勘定	労災年金担 保貸付勘定	承継債権 管理回収勘定	法人単位
経常収益	63,932	5,461	87,166	22,061	3,601	41	70,015	252,280
経常費用	63,910	3,128	79,863	21,202	3,795	41	3,247	175,191
経常利益又は損失	21	2,332	7,303	859	194	0	66,767	77,089
臨時損失	2,480	15	10,684	2,322	-	-	-	15,503
臨時利益	-	-	3,381	-	-	1	60	3,443
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2	8	-	-	26	0	-	37
当期利益又は損失	2,456	2,325	-	1,463	167	2	66,827	65,068

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

貸付事業における債権分類について

▶ 民間金融機関の基準に準じて破綻先債権額、延滞債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

● 一般勘定

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
破綻先債権額 (A)	6,607	4,555
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	5,470	4,536
延滞債権額 (C)	25,808	27,153
3箇月以上延滞債権額 (D)	2,800	2,801
貸出条件緩和債権額 (E)	42,960	49,011
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	78,176	83,521
総貸付残高 (G)	3,145,216	3,133,470
比率 (F) / (G) × 100	2.49%	2.67%
(参考) {(B) + (C)} / (G) × 100	0.99%	1.01%

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

- ・破綻先債権額 (A) : 会社更生開始、再生手続開始、破産、清算等の法的手続きがとられている債務者や手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付残高をいいます。
- ・うち6箇月以上延滞債権額 (B) : 破綻先債権額(A)のうち、弁済期限6箇月以上経過して延滞となっている貸付残高をいいます。
- ・延滞債権額 (C) : 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付残高で破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。
- ・3箇月以上延滞債権額 (D) : 弁済期限を3箇月以上6箇月未満経過して延滞となっている貸付残高で、破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。
- ・貸出条件緩和債権額 (E) : 経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩(元本の返済猶予、一部債権放棄など)を行った貸付残高で、破綻先債権額(A)、延滞債権額(C)及び3箇月以上延滞債権額(D)に該当しないものをいいます。

● 年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
破綻先債権額 (A)	151	113
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	113	72
延滞債権額 (C)	113	111
3箇月以上延滞債権額 (D)	74	44
貸出条件緩和債権額 (E)	20	23
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	361	293
総貸付残高 (G)	186,282	190,363
比率 (F) / (G) × 100	0.19%	0.15%
(参考) {(B) + (C)} / (G) × 100	0.12%	0.10%

注2) 一般勘定における総貸付残高(G)には、以下の貸付受入金が含まれております。

- ・平成21年度貸付受入金 47,070百万円
- ・平成22年度貸付受入金 104,432百万円

● 労災年金担保貸付勘定

(単位：百万円)

区 分	平成21年度	平成22年度
破綻先債権額 (A)	32	17
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	23	12
延滞債権額 (C)	15	11
3箇月以上延滞債権額 (D)	5	2
貸出条件緩和債権額 (E)	0	2
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	52	33
総貸付残高 (G)	4,952	4,805
比率 (F) / (G) × 100	1.07%	0.71%
(参考) {(B) + (C)} / (G) × 100	0.80%	0.49%

注3) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

貸付事業における債権分類について

➤ 民間金融機関の基準に準じて破綻先債権額、延滞債権額、3箇月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を開示しております。

● 承継債権管理回収勘定

(単位：百万円)

注1) 区分の定義は、以下のとおりです。

区 分	平成21年度(内機関保証付債権額)	平成22年度(内機関保証付債権額)
破綻先債権額 (A)	11,848 (10,441)	11,240 (9,994)
うち6箇月以上延滞債権額 (B)	1,635 (727)	869 (101)
延滞債権額 (C)	15,308 (4,430)	12,335 (2,128)
3箇月以上延滞債権額 (D)	11,535 (10,823)	10,693 (10,169)
貸出条件緩和債権額 (E)	55,712 (44,141)	61,826 (44,808)
合計 = (A) + (C) + (D) + (E) (F)	94,405 (69,835)	96,096 (67,102)
総貸付残高 (G)	2,051,559	1,736,804
比率 (F) / (G) × 100	4.60%	5.53%
【機関保証付債権を除いた比率】	1.20%	1.67%
(参考) {(B) + (C)} / (G) × 100	0.83%	0.76%
【機関保証付債権を除いた比率】	0.57%	0.63%

- ・破綻先債権額 (A) : 会社更生開始、破産、民事再生手続開始、和議開始、整理、特別清算開始の申立てがあった債務者や手形交換所で取引停止処分を受けた債務者に対する貸付けの元金残高額をいいます。
- ・うち6箇月以上延滞債権額 (B) : 破綻先債権額(A)のうち、弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額をいいます。
- ・延滞債権額 (C) : 弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。
- ・3箇月以上延滞債権額 (D) : 弁済期限を3箇月以上6箇月未満経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で、破綻先債権額(A)に該当しないものをいいます。
- ・貸出条件緩和債権額 (E) : 経済的困難に陥った債務者の経営再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩(元本の返済猶予、一部債権放棄など)を行った貸付けの元金残高額で、破綻先債権額(A)、延滞債権額(C)及び3箇月以上延滞債権額(D)に該当しないものをいいます。
ただし、貸出条件の変更を行ったときから一定期間経過した債権であって信用リスクが正常債権(区分(A)から(E)に該当しないものをいいます。)と同等になったと判断される債権60,014百万円は含めておりません。
なお、政府の経済対策などの要請によって返済条件の変更を行った貸付けを含んでおります。
- ・その他 : 総貸付残高(G)には、仮受金1,244百万円を含んでおります。債権質により転借人から回収している債権については、当該転貸債権の状況により判断しており、当該転貸債権が正常債権である8,073百万円については、リスク管理債権に含めておりません。

注2) このリスク管理債権は、機関保証等からの回収見込額を控除する前の金額であり、開示した債権額のすべてが回収不能となるものではありません。

注3) 金額の百万円未満は、切捨て表示しております。

貸付金の自己査定について

▶ 当機構における平成22年度末における貸付金の自己査定につきましては、以下のとおりです。

● 一般勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	14,366	2,887,643
	要注意先	208	108,657
	要管理先以外	128	56,387
	要管理先	80	52,270
	計	14,574	2,996,301
貸倒懸念債権	破綻懸念先	71	26,542
破産更生債権等	実質破綻先	17	1,638
	破綻先	28	4,555
	計	45	6,194
合	計	14,690	3,029,037

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・要管理先以外 : 要注意先のうち要管理先以外の債務者をいう。
- ・要管理先 : 当該債務者の債権の全部又は一部が「3箇月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」である債務者をいう。
- ・破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・実質破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事实在発生している債務者（破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている先）及び債務者が死亡した場合をいう。

● 年金担保貸付勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	357,563	190,249
	要注意先	11	6
	要管理先以外	9	3
	要管理先	2	2
	計	357,574	190,255
貸倒懸念債権	破綻懸念先	1	0
破産更生債権等	実質破綻先	16	8
	破綻先	98	98
	計	114	107
合	計	357,689	190,363

● 労災年金担保貸付勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	6,016	4,784
	要注意先	6	4
	要管理先以外	4	3
	要管理先	2	1
	計	6,022	4,789
貸倒懸念債権	破綻懸念先	1	1
破産更生債権等	実質破綻先	9	13
	破綻先	2	0
	計	11	14
合	計	6,034	4,805

注2) 一般勘定における貸付金残高は、貸付受入金残高 104,432百万円を控除したものです。

注3) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

貸付金の自己査定について



▶ 当機構における平成22年度末における貸付金の自己査定につきましては、以下のとおりです。

● 承継債権管理回収勘定

(単位：件、百万円)

区分	債務者区分	貸付先数	貸付金残高
一般債権	正常先	267,485	1,303,762
	要注意先	104,870	409,480
	要管理先以外	18,626	62,311
	要管理先	86,244	347,169
	計	372,355	1,713,243
貸倒懸念債権	破綻懸念先	570	3,079
破産更生債権等	実質破綻先	1,455	9,390
	破綻先	2,250	11,090
	計	3,705	20,481
合	計	376,630	1,736,804

注1) 債務者区分は以下のとおりです。

- ・正常先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない債務者をいう。
- ・要注意先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済、利息支払いが事実上延滞など履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。
- ・要管理先以外 : 要注意先のうち、要管理者以外の債務者をいう。
- ・要管理先 : 要注意先のうち「3箇月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」を有する債務者をいう。
- ・破綻懸念先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいう。
- ・実質破綻先 : 実質的な経営破綻、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的な経営破綻に陥っている債務者をいう。
- ・破綻先 : 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいい、例えば破産、清算、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいう。

注2) 貸付先数は、貸付件数を計上しています。

注3) 承継債権管理回収勘定における貸付金残高は、仮受金残高 1,244百万円を控除したものです。

注4) 金額の百万円未満は、切捨て表示しています。

当機構の財務内容について



▶ 法人単位

● 貸借対照表（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	958,224	流動負債	381,295
現金及び預金	75,019	運営費交付金債務	678
買現先勘定	20,396	預り補助金等	3,520
金銭の信託	61,159	短期借入金	31,590
有価証券	323,680	1年以内償還予定福祉医療機構債券	54,000
1年以内回収予定長期貸付金	464,654	債券発行差額	0
貸倒引当金	107	1年以内返済予定長期借入金	278,163
未収収益等	13,421	賞与引当金	27
		未払費用等	13,316
固定資産	4,480,106	固定負債	2,852,227
建物等	1,759	資産見返負債	687
減価償却累計額	676	福祉医療機構債券	287,000
減損損失累計額	14	債券発行差額	34
土地	1,555	長期借入金	2,563,439
ソフトウェア等無形固定資産	741	退職給付引当金	1,066
長期貸付金	4,469,531	その他	67
破産債権、再生債権、更生債権			
その他これらに準ずる債権	25,599	法令に基づく引当金等	89,142
貸倒引当金	19,121	退職手当給付費支払資金	16,884
敷金・保証金	732	心身障害者扶養保険責任準備金	72,257
		負債計	3,322,664
		純資産	
		資本金	2,058,178
		資本剰余金	1,086
		利益剰余金	58,574
		前中期目標期間繰越積立金	1,198
		積立金	1,943
		当期末処分利益	55,433
		（うち当期総利益）	（65,068）
		純資産計	2,115,666
資産合計	5,438,330	負債純資産合計	5,438,330

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について



法人単位

● 損益計算書（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
福祉医療貸付業務費	61,899	運営費交付金収益	3,515
人件費	815	福祉医療貸付事業収入	54,939
業務経費等	569	経営指導事業収入	48
借入金利息等	60,514	福祉保健医療情報サービス事業収入	26
（うち貸倒引当金繰入）	(2,423)	基金事業運用収入	2,451
経営指導業務費	293	退職手当共済事業収入	41,764
人件費	152	心身障害者扶養保険事業収入	21,955
業務経費等	141	年金担保貸付事業収入	3,597
福祉保健医療情報サービス業務費	695	労災年金担保貸付事業収入	40
人件費	49	承継債権管理回収業務収入	69,137
業務経費等	646	補助金等収益	53,440
社会福祉振興助成業務費	3,283	資産見返運営費交付金戻入	309
人件費	145	財務収益	907
業務経費等	91	その他	145
社会福祉振興助成費	3,047		
退職手当共済業務費	79,755		
人件費	138		
業務経費等	337		
退職手当給付金	79,280		
心身障害者扶養保険業務費	21,167		
人件費	46		
業務経費等	25		
支払保険料	9,051		
給付金	12,044		
年金担保貸付業務費	3,711		
人件費	89		
業務経費等	148		
（うち賞与引当金繰入）	(7)		
（うち退職給付引当金繰入）	(32)		
借入金利息等	3,474		
（うち貸倒引当金繰入）	(30)		
労災年金担保貸付業務費	38		
人件費	1		
業務経費等	3		
（うち賞与引当金繰入）	(0)		
（うち退職給付引当金繰入）	(0)		
業務委託費	33		
承継債権管理回収業務費	3,101		
人件費	151		
業務経費等	2,950		
（うち賞与引当金繰入）	11		
（うち貸倒引当金繰入）	11		
一般管理費	1,243		
人件費	808		
管理経費等	435		
（うち賞与引当金繰入）	(7)		
（うち退職給付引当金繰入）	(16)		
経常費用合計	175,191	経常収益合計	252,280
経常利益	77,089		
臨時損失	15,503	臨時利益	3,443
退職手当給付費支払資金繰入	10,684	退職給付引当金戻入益	60
心身障害者扶養保険責任準備金繰入	2,322	貸倒引当金戻入益	1
預託金払戻に伴う利息の精算額	15	退職手当給付費支払資金戻入益	3,381
国庫納付金	2,480		
当期純利益	65,030		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	37		
当期総利益	65,068		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しない場合があります。

当機構の財務内容について

▶ 法人単位

● キャッシュ・フロー計算書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー (貸付金の回収による収入等)	31,883
投資活動によるキャッシュ・フロー (買現先の減少による収入等)	302,338
財務活動によるキャッシュ・フロー (長期借入金金の返済による支出等)	352,216
資金減少額 (+ +)	17,994
資金期首残高	28,613
資金期末残高 (+)	10,619

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

● 行政サービス実施コスト計算書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
業務費用	17,389
(1) 損益計算書上の費用	177,686
(2) (控除)自己収入等	195,076
損益外減価償却相当額	40
損益外除売却差額相当額	10,924
引当外賞与見積額	11
引当外退職給付増加見積額	233
機会費用	
政府出資等の機会費用	29,751
(控除)法人税等及び国庫納付額	
国庫納付額	2,480
行政サービス実施コスト	757

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

● 平成22事業年度 決算報告書

(単位：百万円)

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額
収入			
運営費交付金	4,120	4,120	-
国庫補助金	28,664	28,664	-
利子補給金	5,600	5,600	-
福祉医療貸付事業収入	55,647	55,908	261
経営指導事業収入	39	48	9
福祉保健医療情報サービス事業収入	19	26	6
基金事業運用収入	687	3,122	2,435
退職手当共済事業収入	65,569	67,843	2,273
心身障害者扶養保険事業収入	33,496	34,087	591
年金担保貸付事業収入	3,830	3,671	158
労災年金担保貸付事業収入	43	40	3
承継債権管理回収業務収入	74,896	69,548	5,347
有価証券等売却収入	276,497	257,254	19,242
固定資産売却収入	559	217	342
利息収入等	1,203	1,444	241
計	550,875	531,600	19,274
支出			
福祉医療貸付事業費	61,086	58,449	2,637
社会福祉振興助成金	3,047	3,047	0
退職手当共済事業費	91,186	86,007	5,179
心身障害者扶養保険事業費	33,496	34,087	591
年金担保貸付事業費	3,736	3,557	178
労災年金担保貸付事業費	34	33	0
業務経費	5,088	4,542	545
一般管理費	486	403	83
人件費	2,911	2,510	400
計	201,074	192,638	8,435

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について



▶ 法人単位

● 利益の処分又は損失の処理に関する書類

(単位：百万円)

科 目	金 額							合 計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 け あ っ せ ん 勘 定	
当期末処分利益（又は当期末処理損失）	130	-	11,098	167	2	66,827	-	55,433
当期総利益（又は当期総損失）	130		1,463	167	2	66,827		65,068
前期繰越欠損金			9,634					9,634
利益処分額（又は損失処理額）								
積立金		-			2	66,827	-	66,829
積立金取崩額	130			167				298
次期繰越欠損金	-		11,098	-				11,098

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について



➤ 一般勘定

・貸借対照表（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	263,145	流動負債	280,646
現金及び預金	8,455	運営費交付金債務	547
有価証券	4,680	預り補助金等	25
1年以内回収予定長期貸付金	240,810	1年以内返済予定長期借入金	269,554
貸倒引当金	88	未払費用等	10,519
未収収益等	9,288		
		固定負債	2,756,334
固定資産	2,780,519	資産見返負債	570
建物等	1,610	福祉医療機構債券	194,000
減価償却累計額	605	債券発行差額	33
減損損失累計額	14	長期借入金	2,561,751
土地	1,555	その他	45
ソフトウェア等無形固定資産	549		
長期貸付金	2,782,032	負債計	3,036,981
破産債権、再生債権、更生債権		純資産	
その他これらに準ずる債権	6,198	資本金	5,249
貸倒引当金	11,523	資本剰余金	1,073
敷金・保証金	716	利益剰余金	2,507
		前中期目標期間繰越積立金	1,170
		積立金	1,467
		当期末処理損失	130
		（うち当期総損失）	（ 130）
		（うち一般勘定 当期総損失）	（ 2,456）
		（うち長寿・子育て・障害者基金勘定 当期総利益）	（2,325）
		純資産計	6,683
資産合計	3,043,664	負債純資産合計	3,043,664

・損益計算書（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
福祉医療貸付業務費	61,899	運営費交付金収益	2,852
人件費	815	福祉医療貸付事業収入	54,939
業務経費等	569	経営指導事業収入	48
借入金利息等	60,514	福祉保健医療情報サービス事業収入	26
（うち貸倒引当金繰入）	(2,423)	補助金等収益	5,715
経営指導業務費	293	資産見返運営費交付金戻入	227
人件費	152	財務収益	83
業務経費等	141	その他	39
福祉保健医療情報サービス業務費	695		
人件費	49		
業務経費等	646		
社会福祉振興助成業務経費	222		
人件費	42		
業務経費等	39		
社会福祉振興助成費	140		
一般管理費	800		
人件費	556		
管理経費等	243		
経常費用合計	63,910	経常収益合計	63,932
経常利益	21		
臨時損失（国庫納付金）	2,480		
当期純損失	2,458		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	2		
当期総損失	2,456		

(注) 百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しない場合があります。
また、期中において長寿・子育て・障害者基金勘定を一般勘定へ統合したことから、
貸借対照表と損益計算書における当期総損失の額は一致しません。

(注) 百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しない場合があります。
また、期中において長寿・子育て・障害者基金勘定を一般勘定へ統合したことから、
貸借対照表と損益計算書における当期総損失の額は一致しません。

当機構の財務内容について

▶ 長寿・子育て・障害者基金勘定

・損益計算書（平成22年4月1日～平成22年11月26日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
社会福祉振興助成業務費	3,061	基金事業運用収入	2,451
人件費	103	補助金等収益	2,906
社会福祉振興助成費	2,906	財務収益	1
業務経費等	51	その他	101
一般管理費	67		
人件費	43		
管理経費等	23		
経常費用合計	3,128	経常収益合計	5,461

経常利益	2,332		
臨時損失（預託金払戻に伴う利息の精算額）	15		
当期純利益	2,316		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	8		
当期総利益	2,325		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について

▶ 共済勘定

・貸借対照表（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	20,591	流動負債	3,709
現金及び預金	395	運営費交付金債務	70
買現先勘定	20,196	預り補助金等	3,495
未収収益	0	未払金等	143
未収入金	0		
		固定負債	33
固定資産	35	資産見返負債	26
建物等	33	その他	7
減価償却累計額	16		
ソフトウェア	18	法令に基づく引当金等	
		退職手当給付費支払資金	16,884
		負債計	20,627
		純資産	
		利益剰余金	
		当期末処分利益	-
		（うち当期総利益）	(-)
		純資産計	-
資産合計	20,627	負債純資産合計	20,627

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

・損益計算書（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
退職手当共済業務費	79,755	運営費交付金収益	558
人件費	138	退職手当共済事業収入	41,764
業務経費等	337	補助金等収益	44,818
退職手当給付金	79,280	資産見返運営費交付金戻入	24
一般管理費	107	その他	0
人件費	73		
管理経費等	33	経常収益合計	87,166
経常費用合計	79,863		
経常利益	7,303	臨時利益（退職手当給付費支払資金戻入益）	3,381
臨時損失（退職手当給付費支払資金繰入）	10,684		
当期純利益	-		
当期総利益	-		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について



▶ 保険勘定

・貸借対照表（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	61,224	流動負債	65
現金及び預金	64	運営費交付金債務	60
金銭の信託	61,159	未払金等	4
未収入金	0		
固定資産	7	固定負債	7
建物等	10	資産見返負債	5
減価償却累計額	5	その他	1
ソフトウェア	2		
		法令に基づく引当金等	
		心身障害者扶養保険責任準備金	72,257
		負債計	<u>72,330</u>
		純資産	
		繰越欠損金	
		当期末処理損失	11,098
		（うち当期総損失）	(1,463)
		純資産計	<u>11,098</u>
資産合計	<u>61,232</u>	負債純資産合計	<u>61,232</u>

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

・損益計算書（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
心身障害者扶養保険業務費	21,167	運営費交付金収益	103
人件費	46	受取保険料	9,051
業務経費等	25	保険金	12,736
支払保険料	9,051	金銭の信託等運用益	167
給付金	12,044	資産見返運営費交付金戻入	2
一般管理費	<u>34</u>	その他	0
人件費	23		
管理経費等	11		
経常費用合計	<u>21,202</u>	経常収益合計	<u>22,061</u>
経常利益	<u>859</u>		
臨時損失（心身障害者扶養保険責任準備金繰入）	<u>2,322</u>		
当期純損失	<u>1,463</u>		
当期総損失	<u>1,463</u>		

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について



▶ 年金担保貸付勘定

・貸借対照表（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	126,363	流動負債	95,682
現金及び預金	255	短期借入金	31,590
1年以内回収予定長期貸付金	125,684	1年以内償還予定福祉医療機構債券	54,000
貸倒引当金	6	債券発行差額	0
未収収益等	430	1年以内返済予定長期借入金	8,608
		賞与引当金	10
固定資産	64,672	未払費用等	1,474
建物等	47		
減価償却累計額	27	固定負債	95,076
ソフトウェア等無形固定資産	75	資産見返負債	3
長期貸付金	64,571	福祉医療機構債券	93,000
破産債権、再生債権、更生債権		債券発行差額	1
その他これらに準ずる債権	122	長期借入金	1,687
貸倒引当金	132	退職給与引当金	381
敷金・保証金	15	その他	4
		負債計	190,758
		純資産	
		資本剰余金	13
		利益剰余金	290
		前中期目標期間繰越積立金	27
		積立金	431
		当期未処理損失	167
		（うち当期総損失）	（ 167）
		純資産計	277
資産合計	191,036	負債純資産合計	191,036

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しない場合があります。

・損益計算書（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
年金担保貸付業務費	3,711	年金担保貸付事業収入	3,597
人件費	89	資産見返運営費交付金戻入	2
業務経費等	148	財務収益	0
（うち賞与引当金繰入）	(7)	その他	1
（うち退職給付引当金繰入）	(32)		
借入金利息等	3,474		
（うち貸倒引当金繰入）	(30)		
一般管理費	84	経常収益合計	3,601
人件費	41		
管理経費等	42		
（うち賞与引当金繰入）	(2)		
（うち退職給付引当金繰入）	(16)		
経常費用合計	3,795		
		経常損失	194
		当期純損失	194
		前中期目標期間繰越積立金取崩額	26
		当期総損失	167

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しない場合があります。

当機構の財務内容について



▶ 労災年金担保貸付勘定

・貸借対照表（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	4,391	流動負債	62
現金及び預金	143	賞与引当金	0
買現先勘定	199	未払金等	62
有価証券	800		
1年以内回収予定長期貸付金	3,234	固定負債	8
貸倒引当金	0	資産見返負債等	0
未収入金等	14	退職給付引当金	7
固定資産	1,557	負債計	<u>71</u>
建物等	2	純資産	
減価償却累計額	1	資本金	5,831
ソフトウェア	1	利益剰余金	46
長期貸付金	1,557	前中期目標期間繰越積立金	0
破産債権、再生債権、更生債権		積立金	44
その他これらに準ずる債権	14	当期末処分利益	2
貸倒引当金	16	（うち当期総利益）	(2)
		純資産計	<u>5,878</u>
資産合計	<u>5,949</u>	負債純資産合計	<u>5,949</u>

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

・損益計算書（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
経常費用		経常収益	
労災年金担保貸付業務費	38	労災年金担保貸付事業収入	40
人件費	1	資産見返運営費交付金戻入	0
業務経費等	3	財務収益	0
（うち賞与引当金繰入）	(0)	その他	0
（うち退職給付引当金繰入）	(0)		
業務委託費	33		
一般管理費	2		
人件費	0		
管理経費等	2		
（うち賞与引当金繰入）	(0)		
（うち退職給付引当金繰入）	(0)		
経常費用合計	<u>41</u>	経常収益合計	<u>41</u>
経常損失	<u>0</u>	臨時利益（貸倒引当金戻入益）	<u>1</u>
当期純利益	<u>1</u>		
前中期目標期間繰越積立金取崩額	<u>0</u>		
当期総利益	<u>2</u>		

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について

▶ 承継債権管理回収勘定

・貸借対照表（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流動資産	482,507	流動負債	1,128
現金及び預金	65,705	賞与引当金	16
有価証券	318,200	未払費用等	1,111
1年以内回収予定長期貸付金	94,925		
貸倒引当金	11	固定負債	766
未収収益等	3,688	退職給付引当金	677
		資産見返負債等	89
固定資産	1,633,313		
建物等	55	負債計	<u>1,895</u>
減価償却累計額	21		
ソフトウェア	94	純資産	
長期貸付金	1,621,369	資本金	2,047,097
破産債権、再生債権、更生債権		利益剰余金	
その他これらに準ずる債権	19,264	当期末処分利益	66,827
貸倒引当金	7,449	（うち当期総利益）	66,827
		純資産計	<u>2,113,925</u>
資産合計	<u>2,115,820</u>	負債純資産合計	<u>2,115,820</u>

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

・損益計算書（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用		経常収益	
承継債権管理回収業務費	3,101	承継債権管理回収業務収入	69,137
人件費	151	資産見返運営費交付金戻入	52
業務経費等	2,950	財務収益	821
（うち賞与引当金繰入）	11	その他	3
（うち貸倒引当金繰入）	11		
一般管理費	146		
人件費	68	経常収益合計	<u>70,015</u>
管理経費等	77		
（うち賞与引当金繰入）	4		
経常費用合計	<u>3,247</u>		

経常利益	<u>66,767</u>	臨時利益（退職給付引当金戻入益）	<u>60</u>
当期純利益	<u>66,827</u>		
当期総利益	<u>66,827</u>		

（注）百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

当機構の財務内容について

➤ 承継教育資金貸付けあっせん勘定

・貸借対照表（平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
資 産		負 債	
		負債計	-
		純資産	
		純資産計	-
資産合計	-	負債純資産合計	-

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

・損益計算書（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金額	科 目	金額
経常費用		経常収益	
経常費用合計	-	経常収益合計	-
当期純利益	-		
当期総利益	-		

(注)百万円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがあります。

➤ 承継教育資金貸付けあっせん業務は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき平成20年度から業務を休止しています。

8 . 平成23年度予算の概要について

貸付事業計画の概要



▶ 平成22事業年度～平成23事業年度 貸付事業計画

【一般勘定】

区 分		22年度予算額	23年度予算額		
			当初予算額	第一次補正	計
福祉貸付	貸付契約額	億円 1,250	億円 1,715	億円 264	億円 1,979
	資金交付額	1,263	1,526	264	1,790
医療貸付	貸付契約額	1,348	1,623	1,436	3,059
	資金交付額	1,224	1,369	1,436	2,805
合 計	貸付契約額	2,598	3,338	1,700	5,038
	資金交付額	2,487	2,895	1,700	4,595
	財政融資資金借入金	2,083	2,460	1,700	4,160
	自己資金	404	435	0	435
	(うち財投機関債)	(330)	(330)	(0)	(330)

【年金担保貸付勘定】

区 分		22年度予算額	23年度予算額		
			当初予算額	第一次補正	計
年金担保貸付	貸付契約額	億円 1,863	億円 1,869		億円 1,869
	資金交付額	1,863	1,869		1,869
	民間借入金	398	434		434
	自己資金	1,465	1,435		1,435
	(うち財投機関債)	(590)	(820)		(820)

(参考)

区 分	22年度予算額	23年度予算額		
		当初予算額	第一次補正	計
財投機関債(合計)	億円 920	億円 1,150		億円 1,150

交付金等の概要

▶ 平成22事業年度～平成23事業年度（交付金・補給金・補助金等の概要）

区 分	22年度予算額	23年度予算額			
		当初予算額	第一次補正	第二次補正	計
	千円	千円	千円	千円	千円
一 一般 勘 定	12,097,681	10,880,127	10,000,000	4,000,000	24,880,127
運営費交付金	3,450,418	3,286,901			3,286,901
社会福祉振興助成費補助金	3,047,263	2,081,376			2,081,376
利子補給金	5,600,000	5,511,850			5,511,850
政府出資金			10,000,000	4,000,000	14,000,000
共 済 勘 定	26,169,749	21,864,949			21,864,949
運営費交付金	552,612	552,612			552,612
給付費補助金	25,617,137	21,312,337			21,312,337
保 険 勘 定					
運営費交付金	117,924	107,997			107,997
合 計	38,385,354	32,853,073	10,000,000	4,000,000	46,853,073
(内、運営費交付金)	4,120,954	3,947,510			3,947,510

当機構における損益構造と運営費交付金等について

一般勘定

福祉医療貸付事業は、主に社会福祉事業施設及び病院等の極めて公共性の高い事業に対する融資を行っていますが、その実施主体である社会福祉法人等は財政基盤が脆弱であるために、政策融資として長期に低利で資金を融通しており、このため発生する調達金利と貸付金利とのいわゆる逆ざや等の事業実施に直接必要な経費について予算措置（損益差補助）に基づく利子補給金を受け入れております。また、社会福祉振興助成事業にかかる助成金については、予算措置に基づき国から社会福祉振興助成費補助金を、福祉医療経営診断指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に要する経費及び事務的経費や人件費等の間接的な経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金をそれぞれ受け入れております。

（注）旧長寿・子育て・障害者基金勘定については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律附則第23条の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法第15条の規定により、平成22年11月27日から一般勘定において経理しております。

共済勘定

共済勘定は、当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することとなり、業務経理における人件費等の経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金を受け入れております。また、給付経理における事業に要する経費については、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）第18条及び第19条に基づき国及び都道府県から給付費補助金を受け入れております。

保険勘定

保険勘定は、共済勘定と同様に当該業務に要する事務的経費を整理する業務経理とその他の経費を整理する給付経理に区分経理することとなり、業務経理における人件費等の経費については、通則法第46条に基づき運営費交付金を受け入れております。また、給付経理における事業に要する経費については、都道府県等を経由して払込まれる保険料収入等により賄われており、運営費交付金は受け入れておりません。

当機構における損益構造と運営費交付金等について



年金担保貸付勘定

年金担保貸付勘定においては、貸付原資の借入金利息や業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。事務的経費や人件費等の間接的な経費については、平成19年度までは通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは、借入者の負担として貸付金利に経費相当分を上乗せしております。

なお、貸付原資の調達については、市場金利の動向を踏まえた貸付と貸付に必要な資金の借入のミスマッチの解消を図る観点から、平成20年度より財政融資資金からの借入を行わないものとし、貸付実態に見合った適切な資金調達を行うこととしております。

労災年金担保貸付勘定

労災年金担保貸付勘定においては、貸付原資が政府出資金であることから資金調達コストは発生しませんが、業務委託費等の事業実施に直接必要な経費については、年金担保貸付勘定と同様に借入者の負担として貸付金利にその経費相当分を上乗せすることで賄っております。また、事務的経費や人件費等の間接的な経費についても年金担保貸付勘定と同様に平成19年度までは、通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは、借入者の負担として貸付金利に経費相当分を上乗せしております。

承継債権管理回収勘定

承継債権管理回収勘定は、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金住宅融資等の債権の管理・回収業務及びこれに附帯する業務を行っております。承継した貸付金債権は、全額政府出資金として受け入れていることから、当該業務にかかるリスクは発生しない構造になっています。

承継債権の管理及び回収の業務に要する経費及び人件費等の間接的な経費については、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定と同様に平成19年度までは通則法第46条に基づく運営費交付金により賄うこととしておりましたが、平成20年度からは承継債権（貸付金）にかかる貸付金利息収入等で賄うこととしております。

承継教育資金貸付けあっせん勘定

承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき平成20年度から業務を休止しております。

9 . 財投機関債発行について

財投機関債発行について

➤ 福祉医療機構債券（財投機関債）について

一般担保付 B I S リスクウェイト 1 0 % 厚生労働大臣発行認可

➤ 平成 2 3 年度上期の財投機関債発行実績

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	国債 スプレッド (bp)	格付
第26回	2011年6月2日	2011年6月16日	3	420	0.323	100.00	0.323	10.0	AA(R&I)
第27回	2011年6月2日	2011年6月16日	10	100	1.256	100.00	1.256	9.0	AA(R&I)

➤ 平成 2 3 年度の発行計画について

- 平成 2 3 年度発行予算額 1 , 1 5 0 億円
 - 【一般勘定】 1 0 年債 3 3 0 億円
 - 【年金担保貸付勘定】 3 年債 8 2 0 億円

- 発行金額・発行時期については、市場環境等を見ながら決定していくこととしております
- 起債に関する詳細な情報につきましては、適宜当機構ホームページにてお知らせします
(ホームページアドレス ; <http://www.wam.go.jp/wam/>)

財投機関債発行について

▶ 過去の財投機関債発行実績（平成22年度）

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	国債 スプレッド (bp)	格付
第22回	2010年6月3日	2010年6月16日	3	300	0.301	100.00	0.301	9.0	AA(R&I)
第23回	2010年6月3日	2010年6月16日	10	100	1.361	100.00	1.361	9.0	AA(R&I)
第24回	2010年12月2日	2010年12月16日	3	290	0.343	100.00	0.343	8.0	AA(R&I)
第25回	2010年12月2日	2010年12月16日	10	100	1.280	100.00	1.280	8.0	AA(R&I)

▶ 過去の財投機関債発行実績（平成21年度）

回 号	条件決定日	発行日	年限 (年)	総額 (億円)	利率 (%)	発行価格 (円)	応募者 利回り (%)	国債 スプレッド (bp)	格付
第19回	2009年6月3日	2009年6月17日	3	240	0.70	100.00	0.700	18.0	AA(R&I)
第20回	2009年6月3日	2009年6月17日	10	100	1.74	99.98	1.742	20.0	AA(R&I)
第21回	2009年12月3日	2009年12月17日	3	100	0.34	99.98	0.346	10.0	AA(R&I)

独立行政法人福祉医療機構

経理部資金課

東京都港区虎ノ門4-3-13 神谷町セントラルプレイス

TEL : 03 (3438) 0212

FAX : 03 (3438) 0219

URL : <http://hp.wam.go.jp/>

E-mail : wam_shikin01@wam.go.jp